新

店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款

旧 店頭外国為替証拠金取引 (DMM FX) 約款

(第1条~第29条 省略)

第30条 (スマートフォン向け取引システム)

- 1 スマートフォン向けの本取引システムについては、スマートフォン | 1 携帯電話等向け (パーソナルコンピューター以外の機器をいい、以 取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であ り、全ての機種について動作確認が行われているわけではありませ ん。このため、スマートフォン取引機器の機種によっては動作又は表 示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性が あります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が 独自に判断した場合に限り、スマートフォン取引機器を利用すること とします。
- できるサービスとパソコン版取引ツールで利用できるサービスとで は、一部、利用できるサービスに差があります。
- 3 **スマートフォン**取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、 何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様 が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととしま す。

(第1条~第29条 省略)

第30条 (携帯電話等向け取引システム)

- 下、「モバイル取引機器」といいます。)の本取引システムについては、 **モバイル**取引機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが 多様であり、全ての機種について動作確認が行われているわけではあ りません。このため、モバイル取引機器の機種によっては動作又は表 示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性が あります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が 独自に判断した場合に限り、モバイル取引機器を利用することとしま す。
- 2 当社がスマートフォン取引機器用に提供する本取引システムで利用 | 2 当社がモバイル取引機器用に提供する本取引システムでは、取引方 法等に一部制限があります。モバイル取引機器のうち、フィーチャー フォン用の本取引システムについては、本取引に必要な全ての機能を 備えていないため、補助的な手段としてのみ利用することとします。
  - 3 **モバイル**取引機器用の本取引システムで実際の取引を行い、何らか のシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害 等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。

4 本条の定めは当社が推奨するスマートフォン取引機器の機種につい 4 本条の定めは当社が推奨するモバイル取引機器の機種についても適 ても適用されることとします。

用されることとします。

(以下、省略)

令和2年7月11日 改訂